



労働者の雇用が原則3箇月以上必要なことから、事業期間も3箇月以上必要です。ここでは、9月1日から採用活動を行い、最終の雇用が10月1日から12月31日まで、雇用する場合の記入例です。

### 3 事業実施(予定)期間

令和 2 年 9 月 1 日 ~ 令和 2 年 1 2 月 3 1 日

【注意】令和2年6月1日から令和3年3月15日までのうち、3箇月以上の期間を記入してください。

### 4 補助対象取組(事業)の内容及び経費

(単位:円)

事業・経費内容	金額
新型コロナウイルス感染症の影響による離職者又は収入減少者、あるいは学生等又は就職が困難な方の雇用	【賃金】
労働者の雇用は必須ですので、必ず記入願います。	賃金は3箇月分以上になります。
正規雇用労働者 1 人 (A)	555,000 円
非正規雇用労働者 3 人 (B) (週20時間以上の勤務)	792,000 円
正規労働者 185,000円×3箇月×1人 非正規労働者 88,000円×3箇月×3人	雇用保険に加入いただくことが必要です。 (学生など雇用保険被保険者対象外の者や、「収入減少者」で、主たる勤務事業所で加入している者を除く。)
【注意】・新たに3箇月以上の雇用が必要 ・正規雇用労働者及び非正規雇用労働者併せて10名以内	【注意】京都府最低賃金以上の金額になっているか、ご注意ください。

【注意】賃金には、時間外手当のほか、労働基準法第26条に規定する休業手当、住宅手当、勤務地手当、日直・宿直手当、単身赴任手当等を含め、臨時に支払われる賃金、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金等を含めない。

被雇用者は、雇用後3箇月経過時に京都府民であること。

### 5 補助申請額

(A) 1 人	×	30 万円	=	(C) 30 万円
(B) 3 人	×	10 万円	=	(D) 30 万円

(補助申請額)

60 万円

補助申請額：(C)+(D)

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- ☑ 申請者の主たる事業所は、京都府内にあります。
- ☑ 申請者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1適用事業の事業主です。
- ☑ 申請者は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少しています。
- ☑ 申請者は、京都府税の滞納はありません。
- ☑ 申請者は、令和2年6月1日以降に、従業員を申請者の都合により解雇していません。
- ☑ 申請者は、大企業又はみなし大企業ではありません。
- ☑ 申請者は、京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等ではありません。
- ☑ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類する営業を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者）ではありません。
- ☑ 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- ☑ 申請者は、国や他自治体による新たな労働者の雇用を要件とした補助金等を受給していません。
- ☑ 申請者は、本補助金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令違反により送検処分を受けていません。
- ☑ 申請者は、本府の実施する就労支援事業所管課（室）に対し、申請者名（企業等名）、住所・所在地、電話番号、担当者氏名を提供し、必要に応じて、本府又は本府業務受託事業者が、問合せ等を行うことに同意します。
- ☑ 申請者は、京都府補助金等の交付等に関する規則（昭和35年京都府規則第

老人福祉・介護事業、障害者福祉事業を行う事業所など、売上の減少要件の無い場合☑としてください。

営業に関する許認可等が必要ではない事業の場合も、☑としてください。

23号) 及び京都府新型コロナウイルス感染症離職者採用支援事業費補助金交付要領に定める事項に違反しません。

- ☑ 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のため、根拠資料を求められた場合には速やかに提出し、提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

(記名押印又は署名)

社名・団体 株式会社〇〇〇〇

代表者(職)・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

代表者印  
(自署の場合は押印不要)

印

※自署の場合は押印不要